

★★★
08395P-00

TAC

年度版



よくわかる 社労士

合格テキスト

5 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

TAC社会保険労務士講座・編著

本気で合格だけを考え抜いて

生まれ変わりました。



最強の科目別テキスト

- ▶ 条文ベースの本文でしっかり理解できる!
- ▶ 試験に出るポイントがスッキリ見やすくわかりやすい!
- ▶ 豊富な例題で得点力を磨く!



最新の
改正情報は
Webで公開!
順次

TAC出版

TAC PUBLISHING Group

はじめに

ここ最近の社労士試験の出題傾向をみてみると、選択式については、年度により難易度に変動はあるものの、「覚えた事柄から単純・反射的に選ぶ性質の問題」から「知識をフル活用して推測しつつ、選択語群の語句を消去法で絞り込まないと正解を選べない高度な問題」まで出題内容が多岐にわたっています。単にテキスト中の語句や数字等を記憶しているだけでは、すべての科目において基準点（3点）をクリアするための得点ができるとは言えない試験になってきているといえます。

また、択一式については、「組合せ問題」と「正解の個数問題」という出題形式は定着しており、とくに「正解の個数問題」については、1問にかける時間が長くなるため、非常に負荷が高くなっています。また、労働基準法で労働時間等の具体的な問題が散見されるようになり、「実務と直結した内容の出題を。」という意図も感じられるようになっています。

これらの傾向に対応するためには、素早く確実に出題の意図を読み取り判断していく能力が求められるので、基本事項の反復を徹底し、早い時期にそのレベルでの対策を仕上げておき、時間的に余裕をもって応用問題等の細かい知識の対応に時間を割けるようにしておくことが必要でしょう。

本書は、社労士試験に確実に合格するための「本格学習テキスト」というコンセプトをもっており、条文や通達、判例など、多くの情報を、社労士本試験問題を解く際に使いやすいよう、コンパクトにまとめており、毎年多くの受験生の方にご好評をいただいております。

今回の改訂では、本文レイアウトの全面リニューアルを行い、今までよりも読みやすく、試験攻略に役立つ知識をより効果的に身に付けていただけるようになりました。また、情報量についても、直近の本試験の出題傾向を改めて見直したうえで、精査致しました。

本書を利用したみなさんが、社労士試験に合格されることを、TAC社会保険労務士講座一同、願ってやみません。

令和元年11月吉日
TAC社会保険労務士講座

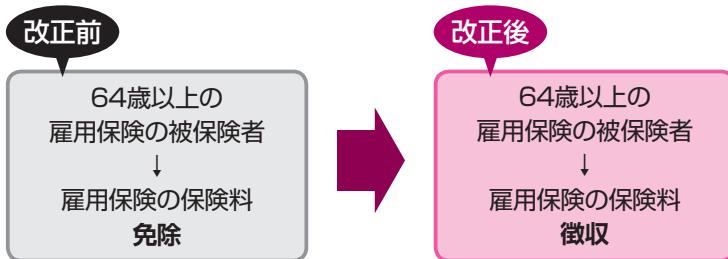
法改正ポイント 講義

ここでは、2020(令和2)年度の社労士本試験に関連する、主要な法改正内容を紹介していきます。まずは、法改正内容の概要をつかんでおきましょう。詳細は、テキスト本文でじっくり学習していきましょう。

● 高年齢労働者に対する免除の廃止

【令和2年4月1日施行】

64歳以上の雇用保険の被保険者の方については、雇用保険の保険料は免除となっていましたが、この制度が廃止となり、令和2年度の概算保険料から、すべての方の雇用保険の保険料が徴収されることになりました。



これにより、一般保険料の額の計算で出てきていた「免除対象高年齢労働者」分の計算は不要になります。

令和元年度までの原則的な一般保険料の計算式

賃金総額 × 一般保険料率 − 高年齢者賃金総額 × 雇用保険率

令和2年度以降の原則的な一般保険料の計算式

賃金総額 × 一般保険料率



▶ 第4章で詳しく学びます。

本書の構成

本書は本試験で確実に合格できるだけの得点力を養うことに重点を置き、試験対策において必要とされる知識を整理、体系化して理解することができるよう構成しています。

囲み条文

選択式試験で狙われやすい条文等を囲んでいます。記載内容の重要度は★の数で表しており、★★★のものは、必ず確認しておきましょう。赤字は過去の本試験で論点となったキーワードや、これから出題が予想される重要な語句です。それ以外の重要な語句は黒太字にしています。

第2章 第2節 保険関係の一括

重要度

A、B、Cの3段階です。

A 試験頻出・改正点等の重要な事項。必ずおさえる。

B 頻出箇所ではないが、おさえておきたい。合否の分かれ目。

C A、Bを優先とし、余裕があれば、見ておく。

3

請負事業の一括等

① 請負事業の一括の要件及び効果

(法8条1項、則7条) A

厚生労働省令で定める事業 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業)が数次の請負によって行なわれる場合には、徴収法の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする。

概要

次の要件を満たす場合には、法律上当然に請負事業の一括が行われる。

H26-災9C

- (1) 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業であること。H26-災9AB
- (2) 数次の請負によって行われること。

Check Point!

- 一括されるのは労災保険に係る保険関係であって、雇用保険に係る保険関係が一括されるわけではない。また、元請負人の事業に一括されている下請負人の事業については、当該下請負人に係る他の有効事業との一括が行われることはない。H26-災9D

一括の効果

業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主となる。
負人は下請負人の使用者であるとして労災事故に備用

趣旨・沿革・概要

条文等の趣旨、沿革、概要をまとめています。難解な条文等も、ここを読み込めばスムーズに理解できます。

Check Point!

本試験頻出事項などを箇条書きでまとめています。

暫定任意適用事業の
があったときはその日

5. 摘制任意適用事業
適用事業が、事業内
になった場合には、そ
(「摘制任意適用事業」)

問題チェック

- 過去の本試験問題から典型的な出題パターンを知るのに最適な問題をピックアップしています。確かな得点力を養うことができます。
- 下線: 問題のポイントになる論点には、下線を引いています。下線の引かれている箇所に注意しながらテキストを読み込むことで、日頃から問題文を「正しく」読む習慣をつけることができます。
 - Advice: 講師の視点で解答テクニック等を記載しています。

問題チェック (演習問題)

労働者を常時4人使用している労働保険の暫定任意適用事業の事業主が、雇用保険の加入の申請をするためには、その使用する労働者の2人以上の同意を得なければならず、その使用する労働者の2人以上が希望するときは、労災保険及び雇用保険の加入の申請をしなければならない。

解答 X

整備法5条2項、法附則2条2項、3項

労災保険については、労働者の過半数（設問の場合3人以上）が加入を希望する場合に、加入申請をしなければならない。

Advice

労災保険の場合は労働者の「過半数」、雇用保険の場合は労働者の「2分の1以上」の希望がある場合に任意加入しなければならない。例えば、労働者数が4人でそのうち2人が希望した場合、労災保険については加入の申請をしなくてもよいが雇用保険については加入の申請をしなければならない。

2. 消滅の時期

適用事業であると暫定任意適用事業であるとを問わず、保険関係は、事業が廃止（継続事業の場合）又は終了（有期事業の場合）した日の翌日に消滅する。

H27-災8D (法附則4条、整備法8条)

参考

本文に関連する通達、判例等をまとめています。補足的な内容でもあるため、まずは本文を優先して読んでいきましょう。

参考 (事業の一時的休止と保険関係)
事業の一時的休止（すなわち休業）の場合は、ここにいう廃止ではないから保険関係は消滅しない。
(適用手引1編2章3イ)

(事業の廃止又は終了に伴う保険関係消滅の時期)
いに営業廃止の法律上の手続が完了したときとか、請負契約期間の満了したときをもって
ちに事業の廃止又は終了とみるべきでなく、現に事實上その事業の活動が停止され、そ
事業における労働関係が消滅したときをもって事業の廃止又は終了があったと解すべき
ある。したがって、例えば法人が解散したからといって、直ちにその事業が廃止された
とにはならず、特別の事情がない限りその清算終了の日の翌日に保険関係が消滅する。
H26-雇8A (適用手引1編2章3ハ)

各種アイコン

●過去問番号 H26-1D

過去10年分の本試験出題実績です。

●改正 改正

直近の改正点です。

卷末資料編について

過去の本試験での出題実績こそ少ないものの、今後も出題可能性があるものを卷末資料編としてまとめています。まずは本文の学習を優先したうえで、余裕がある方は読み込んでおいてください。

本書の効果的な活用法

「よくわかる社労士」シリーズは、社労士試験の完全合格を実現するための、実践的シリーズです。条文ベースの学習を通して、本試験問題への対応力をスムーズにつけていくことができます。

◎よくわかる社労士シリーズ

『合格テキスト』全10冊+別冊



『合格するための過去10年本試験問題集』全4冊



『合格テキスト』をご利用いただく際は、常に姉妹書『合格するための過去10年本試験問題集』の内容を引き合わせながら使用すると、学習効果が倍増します。

- ・この問題文の論点は何か？
- ・この問題文の正誤を判断するために必要な要素は何か？
- ・この問題文の空欄には選択語群のうち、どうしてその語句等が適当とされるのか？

を考えながら、本書を精読することで皆さんの受験勉強が「単に記憶する作業」から「問題文を比較考量して正解を選んでいく行動」へ変化していきます。

本書を最大限に活用して、「確実に合格ラインをこえる解答能力をつけて合格する」という能動的な学習スタイルを身につけていきましょう。

◎よくわかる社労士シリーズを活用した学習法

①まず、『合格するための過去10年本試験問題集』で、試験問題に目を通す。

Check Point!

- どんな問題文かをざっくりつかむことを意識する。
- 解けなくても気にしない！



②『合格テキスト』を科目ごとに読み込む。

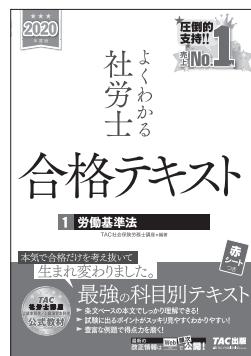
Check Point!

- 「過去問番号」が登場する都度、『合格するための過去10年本試験問題集』で該当問題を確認！

本文の記載内容が、本試験でどのように出題されているかを同時並行で確認することができます。

- 論点を過去問番号の横に、一言で簡潔にメモ！

テキストの記載内容を自分の知識に落とし込むには、この方法がとても効果的です。この書き込みを見れば問題文がなんとなく思い浮かぶようになると、解答力が格段にアップします。



によって決定すべきもので、
となく一つの事業とし、場所
業とすること。
は、原則としてそれぞれ別個の
「場所もしくは役職
が決定しない」×
にする部門が存する場合に、
勤者、労務管理等が明確に区
定めることによって労働基準

こうして全科目、ていねいに学習をしていけば、問題がスラスラ解けるようになる知識が身につきます。本シリーズをフル活用して、合格の栄冠を勝ち取っていきましょう。

本試験の傾向

過去10年間の出題項目は、次のようにになっています。★が選択式試験、☆が択一式試験となっています。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
趣旨等			☆		☆					
保険関係の成立等		☆		☆		☆	☆	☆		☆
保険関係の消滅		☆				☆		☆		☆
有期事業の一括	☆	☆	☆				☆			
請負事業の一括等					☆	☆				
継続事業の一括		☆			☆				☆	
労働保険料										☆
一般保険料	☆		☆		☆			☆	☆	☆
特別加入保険料	☆		☆		☆					
印紙保険料										
概算保険料の申告・納付		☆	☆		☆	☆		☆	☆	☆
概算保険料の延納	☆					☆		☆		☆
増加概算保険料等	☆	☆		☆	☆	☆		☆	☆	
確定保険料の申告・納付	☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆
口座振替納付			☆				☆			☆
印紙保険料	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆			☆
特例納付保険料						☆				
滞納に対する措置	☆			☆	☆			☆		☆
継続事業（一括有期事業を含む）の メリット制	☆		☆	☆			☆			
有期事業（一括有期事業を除く）の メリット制	☆			☆			☆			
労働保険 事務組合	委託事業主及び 労働保険事務組合の認可		☆					☆	☆	☆
	労働保険事務組合の 責任等				☆		☆		☆	☆
	管轄の特例、届出及び 報奨金		☆		☆			☆	☆	☆
労働保険料の負担	☆			☆						☆
不服申立て				☆			☆			
時 効		☆		☆			☆			
書類の保存等	☆	☆					☆			☆
罰 則		☆	☆			☆				☆

目 次

はじめに／iii 法改正ポイント講義／iv
本書の構成／vi 本書の効果的な活用法／viii
本試験の傾向／x

第1章 総 則／1

1 趣旨等	2
① 趣旨  C	2
② 定義  B	2
③ 適用事業の区分  A	4

第2章 保険関係の成立及び消滅等／7

第1節 保険関係の成立及び消滅／9

1 保険関係の成立等	10
① 適用事業の保険関係の成立  A	10
② 保険関係成立届  A	10
③ 暫定任意適用事業の保険関係の成立  A	13
④ 名称、所在地等変更届  B	16
⑤ 代理人選任・解任届  E	16
2 保険関係の消滅	17
① 共通の消滅事由  A	17
② 暫定任意適用事業の保険関係の消滅  A	18

第2節 保険関係の一括／21

1 一括の要件まとめ	22
① 種類  C	22
2 有期事業の一括	24
① 有期事業の一括の要件及び効果  A	24
② 一括有期事業報告書  A	27
3 請負事業の一括等	28
① 請負事業の一括の要件及び効果  A	28
② 下請負事業の分離の要件及び効果  A	29
4 繼続事業の一括	31
① 繼続事業の一括の要件及び効果  A	31

第3章 労働保険料の額／35

1 労働保険料	36
----------------	----

① 労働保険料	B	36
② 一般保険料		37
① 一般保険料の額	A	37
② 賃金総額	A	38
③ 一般保険料率	A	43
③ 特別加入保険料		49
① 第1種特別加入保険料の額	A	49
② 第2種特別加入保険料の額	A	50
③ 第3種特別加入保険料の額	A	52
④ 印紙保険料		54
① 印紙保険料の額	B	54
② 印紙保険料の額の変更	B	54

第4章 労働保険料の納付／55

第1節 概算保険料／57

① 概算保険料の申告・納付		58
① 申告・納付の仕組み	B	58
② 継続事業（一括有期事業を含む）の納期限	A	58
③ 有期事業の納期限	A	59
④ 申告・納付先	A	60
⑤ 継続事業（一括有期事業を含む）の納付額	A	63
⑥ 有期事業の納付額	A	66
② 概算保険料の延納		68
① 概算保険料の延納	B	68
② 継続事業（一括有期事業を含む）の延納	A	68
③ 有期事業の延納	A	72
③ 増加概算保険料等		77
① 増加概算保険料	A	77
② 概算保険料の追加徴収	A	81
③ 概算保険料の認定決定	A	82

第2節 確定保険料・口座振替納付／85

① 確定保険料の申告・納付		86
① 継続事業（一括有期事業を含む）の申告期限	A	86
② 有期事業の申告期限	A	87
③ 確定保険料の納期限	A	88
④ 申告・納付先	A	88
⑤ 還付・充当	A	89
⑥ 継続事業（一括有期事業を含む）の申告額	A	90

⑦ 有期事業の申告額	A	91
⑧ 確定保険料の認定決定	A	94
⑨ 追徴金の徴収	A	94
2 口座振替納付		96
① 口座振替による納付	A	96

第3節 印紙保険料、特例納付保険料、滞納に対する措置／99

1 印紙保険料		100
① 印紙保険料の納付	A	100
② 雇用保険印紙	A	103
③ 帳簿の調製及び報告	A	106
④ 印紙保険料の認定決定	A	107
⑤ 追徴金の徴収	A	108
2 特例納付保険料		110
① 特例納付保険料の納付等	A	110
② 特例納付保険料の額	B	111
③ 特例納付保険料の納付の勧奨等	A	114
3 滞納に対する措置		117
① 督促	A	117
② 滞納処分	A	119
③ 先取特権の順位	A	119
④ 延滞金	A	120

第5章 労災保険のメリット制／123

1 継続事業（一括有期事業を含む）のメリット制		124
① 対象事業	A	124
② 収支率	A	126
③ 労災保険率のメリット改定	A	129
④ 労災保険率の特例	B	130
2 有期事業（一括有期事業を除く）のメリット制		132
① 対象事業	A	132
② 収支率	A	133
③ 確定保険料額のメリット改定	A	134
④ 差額の徴収、還付又は充当	A	135

第6章 労働保険事務組合／137

1 委託事業主及び労働保険事務組合の認可		138
① 委託事業主及び委託事務の範囲	A	138
② 認可	A	140

③ 認可の取消し	A	142
2 労働保険事務組合の責任等		144
① 労働保険事務組合に対する通知	A	144
② 徴収金の納付責任	A	144
③ 追徴金又は延滞金の納付責任	A	145
④ 事業主からの徴収	A	146
⑤ 不正受給に関する責任	A	146
⑥ 帳簿の備付け	A	147
3 管轄の特例、届出及び報奨金		148
① 管轄の特例	B	148
② 届出	B	149
③ 報奨金	A	151

第7章 労働保険料の負担、不服申立て及び時効等 / 155

1 労働保険料の負担		156
① 原則的な被保険者負担額	A	156
② 日雇労働被保険者の負担	B	157
③ 事業主の負担	B	158
④ 賃金からの控除	A	158
2 不服申立て		160
① 審査請求	A	160
3 時効		162
① 時効	A	162
4 書類の保存等		163
① 書類の保存	A	163
② 報告・出頭等	B	163
③ 立入検査	B	163
④ 電子情報処理組織による申請書の提出等	C	164
5 罰則		167
① 罰則	B	167
② 両罰規定	B	168

資料編 / 169

第1章 総 則

① 権限の委任		170
---------	--	-----

第3章 労働保険料の額

① 二事業に係る率の弾力的変更		170
-----------------	--	-----

第4章 労働保険料の納付

① 船内荷役等の貼付日数	170
--------------	-----

第5章 労災保険のメリット制

① 収支率の算定基礎となる保険給付の額	171
② 継続事業のメリット制—労働者の安全又は衛生を確保するための措置	171

第7章 労働保険料の負担、不服申立て及び時効等

① 端数処理	172
② 時効の起算日	172

● 索引／173

● 条文索引／176

凡例

本書において、法令名等は以下のように表記しています。

法	→労働保険の保険料の徴収等に関する法律
法附則	→労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則
令	→労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令
則	→労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
則附則	→労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則附則
則別表	→労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表
整備法	→失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
整備政令	→失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
整備省令	→失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令
行審法	→行政不服審査法
報奨金政令	→労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令
報奨金政令附則	→労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令附則
報奨金省令	→労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令
厚労告	→厚生労働省告示
労告	→(旧)労働省告示
行政手引	→職業安定行政手引(雇用保険編)
徴収関係事務取扱手引Ⅰ	→徴収関係事務取扱手引Ⅰ(徴収・収納)
適用手引	→労働保険適用関係事務処理手引・労働保険料算定基礎調査実施要領
基発	→厚生労働省労働基準局長名通達
基収	→厚生労働省労働基準局長が疑義に応えて発する通達
労徴発	→(旧)労働保険徴収課長名で発する通達
基災収	→(旧)労働省労働基準局労災補償部長が疑義に答えて発する通達
発労徵	→次官又は官房長が発する労働保険徴収課関係の通達
失保収	→失業保険法時代の失業保険課長が疑義に答えて発する通達
基徴発	→厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長が発する通達
基労徴発	→厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課長が発する通達

第1章

総則

1 趣旨等

- ① 趣旨
- ② 定義
- ③ 適用事業の区分

1

趣旨等

1**趣旨 (法1条)****C**

労働保険の保険料の徴収等に関する法律は、**労働保険の事業の効率的な運営**を図るため、**労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付**の手続、**労働保険事務組合等**に関し必要な事項を定めるものとする。

沿革

徴収法は、労災保険と失業保険（現在の雇用保険）の適用・徴収事務を一元化することを主目的として昭和44年に制定された法律で、昭和47年4月から施行されている。

2**定義****B****1 労働保険 (法2条1項)**

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「**徴収法**」という。）において「**労働保険**」とは、**労働者災害補償保険法**（以下「**労災保険法**」という。）による**労働者災害補償保険**（以下「**労災保険**」という。）及び**雇用保険法**による**雇用保険**（以下「**雇用保険**」という。）を総称する。

2 保険年度 (法2条4項)

徴収法において「**保険年度**」とは、**4月1日から翌年3月31日まで**をいう。

3 適用事業

概要

1. 適用事業

労働者を使用（雇用）する事業を適用事業とする。

2. 暫定任意適用事業

(1) 労災保険の場合

暫定任意適用事業の範囲は次の通りである。

事業の種類	要 件		
農業（畜産・養蚕業を含む）		事業主が 特別加入 していない	
水産業	個人経営	船員を使用して行う船舶所有者の事業でない かつ ・総トン数 5トン未満 の漁船 又は ・河川、湖沼、特定水面で操業する漁船	常時使用労働者数 5人未満 特定危険有害作業を行なう事業ではない
林業		常時労働者を使用せず、かつ、年間使用労働者数 延300人未満	

(2) 雇用保険の場合

暫定任意適用事業の範囲は次の通りである。

事業の種類	要 件		
農業			
水産業	個人経営	常時使用労働者数 5人未満	船員が雇用される事業でない
林業			

- 適用事業及び暫定任意適用事業については、「合格テキスト3労働者災害補償保険法」「合格テキスト4雇用保険法」を参照。

問題チェック H7-災8A

個人経営の事業主が行う林業の事業であって、常時3人の労働者を使用するものは、労災保険の適用事業であるが、雇用保険については暫定任意適用事業である。

解答 ○ 雇用保険法附則2条1項1号、雇用保険法施行令附則2条、整備政令17条1号、昭和50.4.1労告35号

Advice

労災保険は、規模が小さくても労災事故が発生する可能性が高い事業等については、暫定任意適用事業ではなく適用事業となる。

③ 適用事業の区分 重要度 A

1 繙続事業と有期事業 (法7条2号)



事業の期間が予定される事業を有期事業といい、有期事業以外の事業を継続事業という。

概要

1. 継続事業

継続事業とは、事業の期間が予定されない事業をいい、一般の工場、事務所等がこれに該当する。

2. 有期事業

有期事業とは、建設工事などのように事業の期間が予定されている事業をいう。

【例】建築工事、ダム工事、道路工事などの土木建築工事、立木の伐採など

なお、有期事業という概念は労災保険に係る保険関係についての概念であり、雇用保険に係る保険関係については有期事業という概念がない。

2 適用の特例 (法39条1項、則1条3項1号、則70条、雇用保険法附則2条1項)



I **一元適用事業**とは、IIに規定する事業（**二元適用事業**）以外の事業をいう。

II 次の事業については、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに**別個の事業**とみなして徴収法を適用する。

i **都道府県**及び**市町村**の行う事業

ii **都道府県**に準ずるもの及び**市町村**に準ずるものとの行う事業

- iii 港湾労働法に規定する港湾運送の行為を行う事業
- iv 雇用保険法附則第2条第1項各号に掲げる次の事業
 - (i) 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
 - (ii) 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業（船員が雇用される事業を除く）
- v 建設の事業

概要

1. 一元適用事業

徴収法は、労災保険と雇用保険の保険関係の成立及び消滅並びに保険料の納付手続を一元化することにより、事務の効率化を図る目的で制定されたものであり、このように両保険の適用・徴収事務が一元化して行われる事業を一元適用事業という。

2. 二元適用事業

徴収法は、従来の失業保険の適用及び保険料徴収の方式を労災保険の方式に合わせ、両保険の適用事務と保険料徴収事務を一本化して処理すること、すなわち労働保険の適用徴収の一元化を目的として制定されたものであるが、都道府県及び市町村の行う事業その他一定の業種に属する事業については、労災保険と失業保険とで適用労働者の範囲が異なること、あるいは事業の適用単位を統一しがたい実情にあること等両保険の適用について一律に処理しがたい実態があり、両保険の適用・徴収事務を一元化することは実情に即さないので、両保険の保険別にそれぞれ別個の2つの事業とみなしてそれぞれごとに徴収法が適用される。**H26-雇8B**

このように労災保険の適用・徴収事務と雇用保険の適用・徴収事務を別々に行う事業を二元適用事業という。

Check Point!

- 国の行う事業は二元適用事業ではない（国の行う事業には、労災保険に係る保険関係が成立する余地がない）。**H24-災8E H26-雇8C**

問題チェック

H12-雇10E

国、都道府県及び市町村の行う事業は、労災保険に係る保険関係と雇用保険に係る保険関係ごとに別個の二つの事業として取り扱い、一般保険料の算定、納付等をそれぞれ二つの事業ごとに処理するいわゆる二元適用事業とされている。

解答 

法39条2項、則70条

国の行う事業は労災保険の適用が除外され、労災保険に係る保険関係が成立する余地がないため、二元適用事業とはされていない。

第2章

保険関係の成立 及び消滅等

第1節 保険関係の成立及び消滅

第2節 保険関係の一括

第2章 第1節

保険関係の成立 及び消滅

① 保険関係の成立等

- ① 適用事業の保険関係の成立
- ② 保険関係成立届
- ③ 暫定任意適用事業の保険関係の成立
- ④ 名称、所在地等変更届
- ⑤ 代理人選任・解任届

② 保険関係の消滅

- ① 共通の消滅事由
- ② 暫定任意適用事業の保険関係の消滅

1

保険関係の成立等

① 適用事業の保険関係の成立 (法3条、法4条、法附則3条、整備法7条)

重要度
A

- I 労災保険法第3条第1項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日又は労災保険暫定任意適用事業に該当する事業が同項の適用事業に該当するに至った日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立する。
- II 雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日又は雇用保険暫定任意適用事業に該当する事業が同項の適用事業に該当するに至った日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

Check Point!

- 保険関係は、保険関係成立届を提出することによって成立するものではなく、法律上当然に成立する。 H25-災9B
- 適用事業の場合の保険関係は、事業が開始された日又は暫定任意適用事業が適用事業となった日に成立する。 H27-災8E

参考 「労働保険の保険関係」とは、労災保険や雇用保険に関する権利義務の基礎となる継続的な法律関係をいう。

② 保険関係成立届 (法4条の2,1項、則4条1項)

重要度
A

保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から10日以内に、次の事項を政府に届け出なければならない。

- i 保険関係が成立した日

- ii 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- iii 事業の種類、名称、概要
- iv 事業の行われる場所
- v 事業に係る労働者数
- vi 有期事業にあっては、事業の予定される期間 [R元-災10才]
- vii 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業（以下「建設の事業」という。）にあっては、当該事業に係る請負金額〔消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を除く。〕並びに発注者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- viii 立木の伐採の事業にあっては、素材の見込生産量
- ix 事業主が法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有する場合には、当該事業主の法人番号

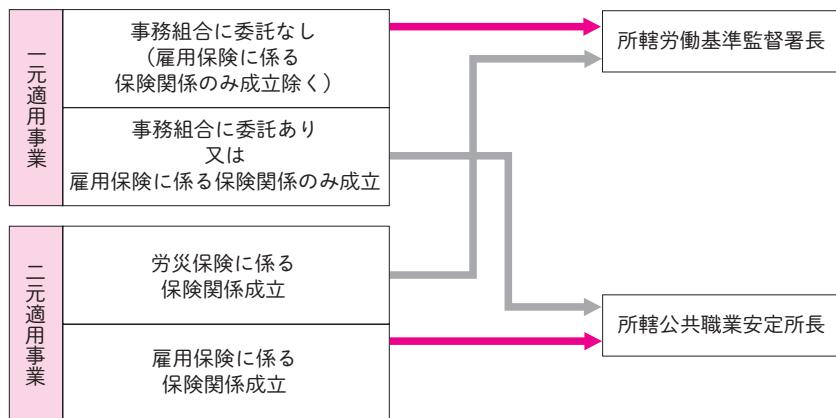
Check Point!

- 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票を見易い場所に掲げなければならない。

[R元-災10イ] (則77条)

1. 保険関係成立届の提出先

提出先をまとめると、次の通りとなる。



2020年度版

よくわかる社労士 合格テキスト5 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

発行日 2019年12月20日

初版発行

編著者 TAC株式会社（社会保険労務士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2019

管理コード 08395P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。